

共同駐車場管理規約

(目的)

第1条. この規約は、組合所有の共同駐車場について必要な事項を定めることを目的とする。

(共同駐車場の設置)

第2条. 組合は組合員の使用に供するため、以下の共同駐車場を設置する。

第1契約駐車場（北側海岸沿い） 浦添市西洲2丁目13番地4、5

第2契約駐車場（卸団地北） 浦添市西洲2丁目10番地7

第3契約駐車場（組合会館隣接） 浦添市西洲2丁目6番地5

第4契約駐車場（共同給油所隣接） 浦添市西洲2丁目1番地6

第5契約駐車場（西洲ポンプ場） 浦添市西洲2丁目12番地

(使用申込み)

第3条. 駐車場を使用する組合員は、別紙様式Ⅰ「駐車場使用申込書」を組合事務局に提出しなければならない。

2. 前項の申込みに対し、組合事務局がその申込みを承認した日を以て駐車場使用契約（以下「契約」という）が成立したものとする。

3. 組合員は、駐車場の使用に変更が生じた場合は、遅滞なく申込みの変更届出をしなければならない。

(駐車場所の指定)

第4条. 組合事務局は前条の契約に基づき、組合員事業所と駐車場との距離及び駐車希望台数等を勘案し、第2条の駐車区画を指定するものとする。

2. 駐車区画の指定後に、組合事務局から駐車区画の一時的な移動若しくは別の駐車区画への指定を受けたときは、組合員はこれに応じなければならない。

3. 前項の措置に伴って発生した車輛の移転費用や保管料、その他名目の如何を問わず、組合員は組合に対して金銭や補償要求をすることはできない。

4. 組合員は、指定された駐車区画を第三者に転貸、またはその使用权を譲渡してはならない。

(使用時間)

第5条. 駐車場は組合員の使用の便宜に供するため、常時開放するものとする。

ただし、防犯上の理由により施錠する必要がある場合は、組合の責任において施錠する。

(駐車車輛)

第6条. 駐車車種は原則として乗用車とし、アスファルトが損傷するおそれのある最大積載量2トン超の車輛や駐車区画に収まらない車輛は駐車禁止とする。また、自動二輪車や危険物を積載した車輛等も駐車禁止とする。

2. 最大積載量2トン以下のトラックの駐車を希望する場合は、組合事務局の許可を得た車輛に限る。

(駐車料金)

第7条. 駐車料金は、別表「共同駐車場料金表」のとおりとし、月途中の契約は、1カ月を30日として日割計算した額とする。その金額に1円未満の端数があるときは端

数を切り捨てる。

2. 別表「共同駐車場料金表」の改定については、組合の理事会において決定する。

(駐車料金の納付)

第8条. 駐車料金は、毎月末日までに翌月分を自動振替または組合の指定する銀行口座に振込むこととする。ただし、臨時使用並びに追加契約の場合は現金で納付することができる。

2. 納付した駐車料金は、原則として返金しない。

(使用の解約)

第9条. 駐車場の使用を解約するときは、解約する月の前月 25 日までに解約の届出をしなければならない。また、解約に伴い前納した駐車料金の返金は、別表「共同駐車場料金表」のとおりとする。

2. 返金する駐車料金は、原則として口座引落とし後の3営業日以内に同口座への振り込みによって全額を返金する。

(臨時使用)

第10条. 組合員から臨時使用の申し出があったときは、組合事務局が認めた場合に限り、使用させることができる。

2. 臨時で使用する組合員は、別紙様式Ⅱ「駐車場臨時使用申込書」を組合事務局に提出しなければならない。

3. 臨時駐車料金は、別表「共同駐車場料金表」に定める。

(担当責任者の配置)

第11条. 駐車場の使用についての連絡調整を円滑にするため、組合員は担当の責任者を配置し、その者の役職と氏名を組合事務局に届け出るものとする。

(損害の弁償)

第12条. 組合員が故意または過失により駐車場及びその付属設備を破損したときは、組合員の責任と負担によりその損害を弁償しなければならない。

(賠償の免責)

第13条. 天災地変、不可抗力、非常の災難その他第三者の故意、過失による行為により駐車場が破損し、よって組合員の車輛が損害を受けても、組合は組合員に対し賠償の責めを負わない。

2. 組合員は、駐車中の車輛若しくはその付属品の盗難、故障、破損及び車輛内の物品の盗難、紛失その他これらに類する一切の事故について、自らその責任を負担し、組合に対しその賠償を請求することはできない。

(使用禁止)

第14条. この規約に違反する組合員に対しては、駐車場の使用を禁止することができる。

(員外使用)

第15条. 組合員以外の使用については、組合事務局が認めた場合に限り使用することができる。また、使用条件は本規約に準ずる。

附則

この規約は平成 3 年 4 月 1 日より施行する

平成 9 年 7 月 1 日一部改正

平成 10 年 8 月 25 日一部改正

平成 11 年 7 月 1 日一部改正

平成 21 年 7 月 1 日一部改正

平成 27 年 5 月 26 日一部改正

平成 28 年 1 月 28 日一部改正

平成 30 年 5 月 25 日一部改正

令和元年 5 月 30 日一部改正

令和 3 年 4 月 23 日一部改正

令和 3 年 5 月 28 日一部改正

令和 6 年 3 月 25 日一部改正